

平成 24 年 11 月 27 日

武蔵野市長 邑上 守正 殿

武蔵野市保育料審議会

会 長 菊池 威

武蔵野市保育所保育料徴収規則の改正について（答申）

平成 24 年 7 月 31 日付け 24 武子保第 146 号で諮問を受けた件について、別紙のとおり答申します。

武蔵野市保育料審議会委員

会 長	菊池	威
副会長	松本	すみ子
委 員	伊藤	寿賀子
”	小美濃	純彌
”	加藤	篤彦
”	平川	公三
”	井原	高地
”	伊藤	優里
”	天野	英理
”	松田	妙子
”	早川	桂子

はじめに

本審議会は、平成 24 年 7 月 31 日、武蔵野市長から「武蔵野市保育所保育料徴収規則の改正について」の諮問を受け、武蔵野市の認可保育所（以下「認可園」という。）の保育料について審議を重ねてきた。

開催にあたって、下記枠内 2 つの要件が見込まれるために、平成 8 年以来 16 年ぶりに保育料審議会を設置することとなったと市からの説明を受けた。

国徴収金基準額に対する保育料調定額の割合が 50%を割りこむこと。

平成 8 年の保育料審議会設置時では、47.3%であった。保育料を改定した平成 9 年度は 55.7%となったものの、改定後 15 年を経過した平成 22、23 年度は、ともに 47.6%となり、国徴収金基準額の 50%を割りこんでいる。

保育園運営費のうち保育料収入の占める割合（総コストに対する保育料調定額）も 10%程度に至ること。

現在の割合は、平成 23 年度決算時で 10.91%、平成 24 年度予算時で 9.38%となっている。

また、平成 8 年の審議会の際にも、保育料は条例化するべきという議論があったとのことだが、当時は武蔵野市保育所保育料徴収規則により、保育料を決定する形で改定が行われた。改定から 15 年を経過し、地域主権の観点から、また平成 24 年現在、多摩地区でも 10 市が条例化していることから、市としては条例化の方向で考えているとのことであった。そこで本審議会としては、市の行財政全般の見通し、施策の費用対効果、財源配分など大局的な判断は、市長・市議会に委ねることとし、保育を切り口として、子育て支援はいかにあるべきかという観点を中心に保育料のあり方を審議することとした。

16 年ぶりに保育料審議会が設置されるということもあり、本審議会のすすめ方としては、保育を取り巻く環境の変化や保育料に係る背景についての理解を深めたのち、保育園利用に関する負担金のあり方、他市区・都との均衡の問題、子育て費用の社会的負担と個人的負担のバランスなど様々な観点から新たな保育料の水準及びそのあり方について審議を行った。

本審議会の審議は、世界全体の景気の長引く低迷のなか、所得格差が広がっていくなか、また、待機児童の解消が強く求められていることなどを踏まえての審議であった。

また今後、消費税率の改定も視野に入るなか、保育料の改定を行うべきなのかどうかという議論もあった。

一方で、前回から 16 年もの時間が経過するなかで、東京都による認証保育所の設置や市独自のグループ保育室の設置など保育事業をめぐる環境の変化はめまぐるしいものがある。そして、家族形態の変化、女性の就労環境の変化、共働き世帯のさらなる増加、雇用形態の多様化、待機児童の増加や少子高齢化の進行など社会的な情勢も前回審議会が答申した当時とは大きく変化をしている。

このような状況も踏まえ、本審議会は、武蔵野市の保育料等の検討に必要な諸事項について理解を深めつつ、現在の社会経済状況や市民生活の実態等をも十分考慮しながら、可能な限り検討を加え、結論を得たのでここに答申するものである。

## 【1】主文

1. 本審議会は、武蔵野市保育所保育料について、慎重審議の結果、改定すべきと判断する。
2. 新たな武蔵野市保育所保育料（以下「保育料」という）については、国の徴収金基準額を勘案しつつ、別紙「改定保育料表」が適切であるとの結論を得た。
3. 主な改正点のポイントは次のとおりである。

### （1）最少額の設定変更

生活保護受給世帯であるA階層は国も徴収金基準額を設けていないため、現行通りとし、市町村民税非課税世帯であるB階層についても現行通り徴収しないこととした。

C階層以降の最少額は、これまで給食材料費相当額（5,200円）としていたが、現在の社会経済状況において、相当程度厳しい環境におかれていると推測されるC階層についてもできる限り負担軽減に努め、近隣自治体の保育料も勘案し、最少額について現在の保育料負担を軽減するよう給食食材費基準を実質上外した保育料を設定した。

### （2）改定率の配分（所得の低い階層、所得の高い階層）

所得の低い階層（C1～3階層）は、平成8年の給食材料費相当額（5,200円）を割りこむ保育料を設定し、改定額の配慮を行った。

他市と比べても低額であるD1～7の部分や中間所得階層部分（D8～17）については一定の負担をお願いすることとした。

所得の高い階層（D18以降）については認証保育所の保育料額も勘案しつつ階層設定をした。

### （3）3歳児の保育料徴収の新設定

3歳児の保育士配置は、4歳児、5歳児とは大きく異なる配置基準となっている。保育にかかる費用の8割が人件費という現状を考慮し、3歳児から5歳児を一括りとする現行の保育料から、3歳児を独立させ、保育料の設定は3歳未満児（0～2歳児）、3歳児、4歳以上児（4～5歳児）の3段階の保育料設定を行った。

### （4）複数児童在籍時における保育料の減額

兄弟姉妹が複数保育園に在籍している場合の保育料の減額措置については、現行の一律50%減額から階層による減額率の変更を行った。

第1子は現行と変わらず全額徴収とするが、第2子は階層区分により減額率を変更した設定（C階層70%、D1～7階層60%、D8～17階層50%、D18～24階層30%）とした。また、同時に3人以上認可園に在籍している場合の減額

措置については、第3子以降の保育料を100%免除とした。

さらに、複数児童在籍時における減免対象児を、階層に関係なく保育園在園児の出生順に実施することとした。

(5) 新たな階層区分の設定(D階層を20階層から24階層へ細分化)

D階層のうち、国の徴収金基準額表上の階層区分と本市の階層区分に違いがあった部分について、国基準額表の所得税額の区切りに合わせた。

その結果、D階層で新たに4つの区分を設け、階層間の間差を極力ならし、D階層全体で24の階層区分設定を行った。

(6) 国徴収金基準額に対する保育料の割合

国の徴収金基準額に対する保育料の割合は、現行の47.72%から全体で53.10%と見込まれる。なお、この改定による各階層の実質平均改定率は3歳未満児で9.0%、3歳児で15.8%、4歳以上児で2.3%の上昇改定となる。

(7) 保育園運営費決算額に占める割合

「保育園運営費決算額のうち保育料収入の占める割合(総コストに対する保育料額)も10%程度に至ること。」としていた点については、平成23年度決算額では10.91%、平成24年度予算値では、9.38%であったものが、保育料改定後では、平成23年度決算額で12.42%、平成24年度予算値では10.44%となる。

#### 4. 付帯事項

(1) 認可外保育施設を利用する保護者等への配慮について

子育て世帯が安心して子育てが可能となる仕組みについて認可園の料金改定と合わせて検討していただきたい事項を下記のとおり申し添える。

グループ保育室利用児童の保護者への配慮

グループ保育室も、認証保育所や家庭福祉員と同じ待機児童解消策の一環として位置づけられていることに鑑み、グループ保育室利用児童の保護者に対しても認証保育所や家庭福祉員の利用児童の保護者と同様に保護者助成金の対象とするよう検討していただきたい。

認可園に申込みながら待機している認可外保育施設に通っている所得の低い世帯への配慮

所得の低い世帯にとって、認可外保育施設の保育料負担はかなり重いものとなっている。認可園の保育料と直接のつながりはないものの、認可園に申込みながら待機している世帯のうち、相当程度が認可外保育施設を利用している実態が

ある。

中でも特に所得の低い世帯にとって、認可外保育施設の保育料は、その世帯の年収に占める負担割合の大きさからも負担軽減等一定の配慮が必要と思われるので、負担軽減についても検討していただきたい。

なお、上記の配慮がなされる場合、高額所得階層にあたる保護者等への助成金については認可園保育料と逆転現象が起きないように検討していただきたい。

## (2) 保育料改定の定期的な検討・実施について

平成8年の答申でも定期的な審議会開催の必要性について意見具申されているものの、16年にわたり審議会が開催されなかった。この理由としては、国徴収金基準額に対する保護者負担比率が50%を割り込むことと、保育園運営費決算額のうち保育料収入の占める割合が10%程度に至ることという審議会開催を判断する2つの要件の存在が大きいと考える。

今後は、審議会開催の2つの要件を参照しつつも、少なくとも3～4年に1回程度は審議会を開催し、保育料のあり方についての議論を定期的実施するべきである。

## 【2】審議経過

### 1. 保育料改定の背景

本審議会は、市からの説明を通して、まず第1回から数回かけて、(1)保育を巡る状況の変化、(2)武蔵野市における保育料を巡る課題、(3)武蔵野市の財政状況などについて、武蔵野市における保育の状況を確認した。

### (1) 保育を巡る状況の変化

#### 待機児童の問題

武蔵野市においては、平成24年4月時点で待機児童が120名(平成23年4月104名より16名増)となっており、過去5年間の状況を見ても認可園の新設及び定員の弾力化などの対策を行ってもそれを上回る申込者数の増加により、待機児童の数は増加傾向にある状態が続いている。

#### 認証保育所やグループ保育施設などの設置

保育サービス全体の需要が増えてきている結果として、平成8年の審議会開催時には存在しない新たな保育サービス施設が設置されてきている。例えば都の独自制度である認証保育所は、現在市内9カ所に設置されている。

また、武蔵野市では認証保育所のほか、市独自のグループ保育施設の設置を平成22年度より実施している。平成23年5月には、緊急待機児童対策の一環として市

内2カ所、平成24年4月に1カ所、現在定員10名のグループ保育施設が市内で4カ所設置されている。

#### 保育ニーズの変化

保育行政は当初はひとり親や生活のために就労される世帯への福祉という面から考えられてきたが、昨今は男女雇用機会均等法の施行などによる女性の社会進出やそれに伴う就労環境の変化など、保育園に入所を希望するニーズ自体が変化してきている。

#### 三位一体改革による影響

公立保育園では、公立保育所運営費が一般財源化されたことにより、それまでであった国や都の負担部分の補助金が受けられなくなっている。民設民営の認可園には、国や都から補助金が出ているが、保育所運営費に占める武蔵野市の一般財源(市税)の負担割合は、平成23年度決算で68.26%となっている。

#### 児童手当(旧子ども手当)

以前の児童手当は所得制限があり、武蔵野市で受給している世帯は半分弱であったが、現在の児童手当は、全子育て世帯給付となっており、子育てに対する社会的費用負担のありようが変わってきている。

児童手当は、3歳未満15,000円、3歳～小学生10,000円(第3子以降15,000円)、中学生10,000円。所得段階に応じた支給額に差はあるものの、一律月額5,000円以上の支給がなされている。

#### 国の単価(保育単価)の上昇

平成15年度から平成24年度までの変化として、0歳で103.6%、1～2歳で104.4%、3歳で107.3%、4歳以上で108.3%と上昇している。

### (2) 武蔵野市における保育料を巡る課題

平成8年の審議会を開催してから16年の間にみられる武蔵野市における保育料を巡る課題としては、次の5つが挙げられる。

新たな保育ニーズや保育の質の向上に対応するための財源などが必要なこと

新たな待機児対策等のための財源が必要なこと

第3子減免(保育園に児童3人が在籍している世帯への減免制度)を実施していないこと

グループ保育室の利用者に対して、認証保育所などでは適用となる武蔵野市認可外保育施設入所児童保育助成金の対象施設となっていないこと

認証保育所や認可外保育施設に通所している場合の保育料と認可園の保育料の差があること



### (3) 武蔵野市の財政状況

現在の状況や今後の財政見通しを考えた場合に、子育て関連費用を一般財源(市税)からだけでは十分な財源を確保することができない状況であることを、次に掲げる市からの説明を通して確認した。

#### 民生費の増加(社会保障費の増加)

10年前の153億8,891万円から、平成23年度205億4,678万円の決算まで増加している。そのうち、特に扶助費(生活保護費など)が増加(10年前54億8,102万から113億980万)し、財政の硬直化が懸念される状況である。

一方で、保育園関係事業費は、平成23年度29億3,700万程度と、10年前に比べ1.05倍となっている。これは定員増を行いつつも効率化などに努めていることにより、運営経費は横ばい傾向となっているものの、子育て支援に対する様々なニーズは増加している。

児童福祉に係る費用の全体は平成23年度で74億690万程度と10年前に比べ1.75倍程度と増えてきている。

#### 財政の見通し

第五期長期計画にも記載されているとおり、今後20年間、武蔵野市においては、小中学校、保育園等の建替え、下水道整備、新クリーンセンターの建設など都市基盤更新等にかかる費用が1,600億円程度必要と見込まれている。

大幅な歳入増が見込めない中で、都市基盤・公共施設の更新を控え、今後ますます市財政に対する見通しは厳しいものになっていくとみられる。

認可園における園児1人にかかる経費は、年間約208万円であり、そのうち保護者負担割合は平成23年度決算では10.91%となっており、68.3%が市負担である。このように保育に係る費用の約7割が市負担となっているなかで、待機児童の解消を行う場合には、施設建設費等における費用のほか、増加する受入児童数があるままランニングコスト増にもつながっていく。

成長経済から定常型へと財政状況が変化する時代において、子育て支援や保育に係る新しいニーズに応えるためには、スクラップアンドビルドや、受益と負担の適正化による適正なサービスレベルの検討が必要となるとともに、財源の確保が求められている。

## 2. 認可園を取り巻く状況とその保育料や負担について

次に本審議会は、(1)武蔵野市における未就学児の状況、(2)認可外保育施設などの保育料やその保護者負担割合について、意見交換をしながら審議した。

### (1) 武蔵野市における未就学児の状況

武蔵野市では、0歳から2歳児までは、未就学児全体の約3割が保育園に入所し、残りの約7割が在宅で子育てしている世帯である。また、3歳児から5歳児について

は、約 3 割が保育園に入所し、約 6.6 割が幼稚園に通園している。

本審議会は保育料についての議論の場であるが、認可園以外にもグループ保育や一時保育など多様な保育が実施され、幼稚園でも預かり保育が実施されるなどの対応が行われている。次世代を担う子どもたちを育てるという意味においては、認可園と同じであり、認可園の保育料を考えるうえでは、そうした多様な保育の利用者や幼稚園利用者の状況や補助のあり方も含めて検討すべきとの意見もあった。

## (2) 認可外保育施設などの保育料やその負担割合

認可園の平均月額保育料 18,900 円 (0 ~ 5 歳平均) に比べ、認証保育所では約 66,333 円 (0 歳児平均、1 日 8.5 時間)、家庭福祉員では 54,000 円 (0 歳児平均、1 日 8.5 時間)、グループ保育室 A では 73,980 円 (0 歳児平均、1 日 8 時間) など、認可園とその他の認可外保育施設の保育料との間に差がある状況である。

運営費に占める保育料の負担割合についても、平成 23 年度決算では認可園が 10.91%であったのに対し、認証保育所では 44.1%、家庭福祉員では 34.6%、グループ保育室 A では 31.3%と、児童福祉法との関係やその設置過程を踏まえてもその差は大きいと言わざるを得ない。

(表 1) 認可外保育施設における保護者の負担割合 (平成 23 年度)

	運営費に占める 保護者の負担割合
認可保育所(15 園分)	10.91%
認証保育所(9 園分)	44.1%
家庭福祉員(7 人分)	34.6%
グループ保育室 A	31.3%
グループ保育室 B(2 園分)	26.5%

また、認可園に申し込みながら認可外保育所を利用し待機している世帯について、所得を保育料徴収金基準額表に当てはめてみた場合の階層分布と、認可園に通う世帯の階層分布との間に差は見られなかった。

このことから、本審議会では、認可園に入れるか入れないかにより保育に係る負担の差が生じている現状に対し、何らかの対策を行い、就労しながら子育てする世帯が安心して子育てが可能となる仕組みが必要ではないかとする多くの意見があった。

### 3. 保育料を改定すべしとの結論に至った理由と留意した点について

前述の【2】1.(1)保育を巡る状況の変化、(2)武蔵野市における保育料を巡る課題、(3)武蔵野市の財政状況、などの保育料の背景を確認しつつ、認可園を取り巻く状況や保育料や負担についてかなり踏み込んだ議論を行い、最終的には改定すべしとの結論に達した。

#### (1) 保育料の改定という結論に至った理由

「子育てにはお金がかかるものであり、子どもは将来を担う存在なのだからこそ社会全体で賄うべき」という考えに則り、保育園に限らず子育て施策全体に予算をかけるよう求めることは当然である。

子育て世代の金銭的負担は軽い方が良いのは当然であるが、一方で保育園運営やさらなる待機児対策をはじめとする子育て支援の一層の充実には多額の財源が必要となることも事実である。

国全体としては、消費税の増税分がこの財源にあてられる方向とされてはいる。しかしながら財源には限りがあるということも事実であり、昨今の経済状況からも税収が大幅に伸びるとは考えにくい状況であり、応分の負担を保育園の利用者から求めることは理解できるのではないかと考える。

保育料を改定せずに保育園職員の削減や面積基準を緩和することにより、保育所運営にかかる経費を抑制しながら定員増を行い、保育料改定を回避することも可能であるが、これらの方法では児童の直接的な処遇に悪影響がでてしまう。

本審議会としても、種々の検討の末、景気の低迷が続き、特に低・中所得層の経済状況の改善が思わしくない中、苦渋の選択ではあるが児童への処遇に悪影響を与えず、武蔵野市における子育て支援や待機児解消など保育料を巡る課題を解決していくための財源を確保するためには、認可園保育料を改定することが適切であるとの結論に至った。

なお、結論に至る議論の過程では、国徴収金基準額に対する保育料調定額の割合50%及び保育園運営費決算額のうち保育料収入の占める割合が10%程度という2つの数字を目指すということにこだわらず、近隣自治体の数値を参考にしながら議論を進めた。

武蔵野市は近隣自治体に比して手厚い職員配置を行っており、これは武蔵野市らしさであること。そのことによって運営費総額が増えはするが、所得にかかわらず質の高い保育を受けられるのが武蔵野市らしさであるという意見は大方の賛同を得た。

また、児童年齢ごとの職員配置や児童一人あたりの面積など国の定めた基準の根拠があいまいであり、真に児童の成長を保障し得る理念となっているか不明であることから、国徴収金基準額に対する保育料調定額の割合50%及び保育園運営費決算額のうち保育料収入に占める割合10%が理性的な数字とならないのではないかという意見もあった。

## (2) 保育料の改定に際して特に留意した点

### 公費負担と受益者負担について

武蔵野市における保育料は全体として国徴収金基準額を大幅に下回る水準設定であり、差額を政策的経費として一般財源で賄っているため、現状では受益者負担割合が減少し、公費負担割合が増加している状況である。このため、市民・納税者の視点から保育料を現行のまま据え置くことは、利用者と非利用者との間で、負担に不公平が生じているといわざるを得ない。

### 負担能力のある階層からの適切な負担

負担のあり方については、「応益負担」と「応能負担」の2種類がある。サービスの量に見合った負担を求める「応益負担」という考え方もあるが、低所得者階層や複数児童在籍家庭にとっては、相対的に負担感が重くなる。児童福祉法の解釈からも、現行の国徴収金基準額表は、それぞれの負担能力に応じた「応能負担」の考え方を基本としている。

よって、武蔵野市では「応能負担」を原則とし、年齢ごとの保育単価の相違などを踏まえつつ、相対的な不公平感ができるだけ生じないように、年収に占める保育料割合を勘案しながら、所得階層ごとの保護者負担割合を設定することが必要である。

### 3歳児保育料階層の独立

武蔵野市は保育士の配置の目安として0歳児3:1、1歳児5:1、2歳児6:1、3歳児15:1、4歳児28:1、5歳児30:1(国基準は0歳児3:1、1~2歳児6:1、3歳児20:1、4~5歳児30:1)としており、保育の質を向上させるため国基準に対して保育士をより多く配置している。

保育園運営費の約8割が人件費であることを考えると、3歳児に関しては保育料階層をそれまでの4~5歳児から独立して設定するべきと考える。

## 4. 改定幅について

いわゆる改定幅をどの程度にするかについては、まず、現行の保育料表の負担のあり方の観点から課題となっている部分を見直し、次いで一般的改定の必要性を考えるとという手順で、およそ次のような意見を中心に審議が進められた。

### (1) 全体階層

国の徴収金基準額は、保育単価に関連して決められており、その保育単価の算定には、保育園の所在地域、規模、維持管理費、保育士等職員の人件費・勤務時間、及び措置児童の一般生活費などが考慮されている。つまり、社会経済状況に基づく保育サービスのコストや保育園利用者の生活実態をある程度は反映している。

武蔵野市をはじめ多くの自治体は、独自の観点から保育料を国の徴収金基準額を相

当程度下回る水準に設定（政令指定都市の平均は 70%）し、差額を政策的経費として市税で賄う方式を採用してきた。従って、これら自治体が保育料収入を国の徴収金基準額の何割（%）にするのが適切かと考えることには各自治体における政策判断として一定の合理性が認められるであろう。こうした観点から、本審議会は今回、保育料収入の対国徴収金基準額割合及び保育園運営費決算額に占める保育料収入の割合もひとつの判断基準において審議を進め、結果的にこれらの数値からあまり乖離しないよう、審議を行ってきた。

どの程度の保育料を負担してもらうことが適切かということについては、保育サービスが受益者を特定しやすいという点で優れて個別的・直接的であり、また、国の徴収金基準額自体が、直接の受益者から運営費の一部またはすべてを徴収することを規定している児童福祉法第 56 条を反映したものであることを考慮すると、相当程度高くあってしかるべきこととなるであろう。

本審議会は、武蔵野市及び他の周辺区市町村のこれまでの保育行政の状況も視野に入れ、改定保育料表を提案した。最少料金については給食食材費基準を実質上外し、所得の低い階層を引き下げ、中間所得階層の保育料を若干引き揚げ、所得の高い階層では累進度を高めることとし、保育料がスムーズに少しずつ上がる構造とした。この結果、全体として国の徴収金基準額に対する保育料の割合は 53.10% となり、保育園運営費決算額に対する保育料収入の割合は 10.44% となる。

各階層における改定率の平均は全体で 9.03%（3 歳未満児 9.0%、3 歳児 15.8%、4 歳児以上 2.3%）となる。平均改定差額は、3 歳未満児 3,389 円、3 歳児 3,567 円、4 歳児以上 1,463 円である。

なお、景気低迷が続く中、この改定を行うにあたっては何らかの経過措置も検討されてもよいのではないか。

## （ 2 ） 所得の低い階層

生活保護法による被保護世帯及び市町村民税非課税世帯である B 階層はこれまでどおり、費用は徴収しないこととした。

所得の低い階層である C 階層については、最少保育料として今まで、給食材料費相当程度の負担（5,200 円）を求めるべきであるとしていた。しかし、この C 階層に属する世帯は、年収約 330 万円以下の世帯であり、厳しい就労環境におかれているであろうとの配慮から、これまでの最少保育料の考え方を超えて減額を行った。

## （ 3 ） 中間所得階層

D 階層のうち、D 8（旧基準 D 6）から D 17（旧基準 D 15）程度の階層がここにあたる。この部分は、近隣自治体との比較においても武蔵野市が特に保育料の低い部分となっていた。今回この部分についても近隣自治体における保育料や幼稚園就園児童保護者への負担軽減措置状況などを勘案し、また、改定率にも配慮しつつ一定の負担を求めるものとした。

## （ 4 ） 所得の高い階層

所得の高い階層としては、D 18（旧基準 D 15）以降の階層区分がこれにあたり

考えられる。この部分に対しては、国徴収金基準額を勘案して、保育料の上限を負担能力の実態に合わせて引き上げるべきとして改定を行った。

#### (5) 年収に占める保育料の割合

保育料の改定の審議にあたっては、各階層の年収見込みや国が示す国徴収金基準額やその基準額の年収に占める保育料の割合と、年収に占める保育料の割合等を比較しながら保育料の設定を行った。

### 【3】その他

#### 1. 保育料改定に対する反対意見について

委員の間には、保育料の改定は慎重にすべきという意見もあった。その論拠は主として、昨今の社会経済状態のなかで保育料も改定するのは厳しいというものであった。

本審議会では、この意見を重く受け止め、慎重審議の結果、一方から見れば改定を留保すべき社会状況があるとしても、将来的にも武蔵野市における子育て支援や保育料を巡る課題への財源の手当ては重要と受け止め、最終的には委員全体として改定が適当であるとの結論に至った。

#### 2. 「市民の意見を聞く会」の開催及び対応

本審議会は、「市民の意見を聞く会」を平成24年10月20日に開催し、直接利用者及び一般市民の声を聴取した。(参加者20名)

意見としては、現状でも保育を取り巻く社会経済状況は厳しいため、これ以上の保育料の値上げを行うべきではないとの意見があった。ほかには、子育て世帯全体の向上に向けられるのであれば、一定の負担はいたしかたない。他市で実施している複数児童在籍時における第3子以降の保育料を100%免除する措置を実施すべきだ。認可外保育料助成制度について、グループ保育室への適用拡大についても行うべきだなどの意見があった。また、条件付き賛成、その他保育関係施策の拡充を是非行って欲しいという意見もあった。

#### 3. 審議会への要望書等

また、「市民の意見を聞く会」開催の前後より、本審議会あるいは事務局宛に個人あるいは団体から13件の意見がメール等で直接寄せられた。

意見としては、保育料を上げないでほしいという意見のほか、第3子減免制度(保育園に児童3人が同時に在籍している世帯への保育料の減額制度)の実施や認可外保育施設(特にグループ保育室)への助成金の実施など、子ども・子育てのための補助金の拡充を求める意見があった。また、やむを得ず改定する場合には、低所得者に対しては負担が増えないように配慮し、高額所得者などへの負担を求めるべきであるとの意見もあった。

以上の市民の意見は、審議会委員の間に広く回覧され、各委員の発言の中にそれなりに織り込まれ審議に反映されてきている。

本審議会としては、世界経済の状況が不安定な状況にあり、景気の低迷が恒常化しつつあるなかでの改定審議に際し、改定反対の意見があることに一定の理解を示す一方、やはり、16年間改定がされなかったことや今後の財政の動向にも配慮し、また、武蔵野市における子育て支援施策全般や保育料を巡る課題解決のため、一定の改定は避けられないと判断せざるを得ないとの結論に達した。

ただし、市民からの意見にあった第3子減免制度(保育園に児童3人が同時に在籍している世帯への保育料の減額制度)の導入について、本審議会は実施を求めることとした。

また、認証保育所や家庭福祉員と同じ待機児対策であるグループ保育室等への助成金の実施なども保育料の改定と併せて検討すべき事項として付帯事項にまとめて答申書に盛り込むこととした。

おわりに

今回の保育料審議会は、景気低迷が続く中での審議であり、保育料の改定は、本審議会としても苦渋の決断であった。改定は、平成9年から15年が経過するなかで、この間に生じた保育園運営費をはじめ、社会経済状況の変化により、保育経費の多くを市税財源によって負担してきた経緯を踏まえて、保育料負担割合の見直しを行ったものである。その結果、国徴収金基準額に対する保護者負担割合が50%を超え、かつ保育園運営費決算額のうち保育料収入の占める割合が10%を超える程度の水準となった。

本審議会では、待機児分析のなか、認可外保育施設に預ける世帯の階層は、認可園に通園させている世帯の階層と類似しており、階層分布の差がみられないことがわかった。

このことは、認可園に申し込みながら待機している世帯にとって、認可園に入れるか入れないかにより保育に係る負担に相当程度の差が生じていることを意味している。

認可園をめぐる状況を確認するなかで、直接認可園の保育料のことではないが、本審議会の総意として、武蔵野市内に住む子育て世代全体が安心できるセーフティネットの構築や子育て全体に対する充実を強く望む意見が多数出された。

審議の中では、子ども・子育て家庭を総合的に支援する体制・施設の整備などは第五期長期計画の記載もあり、着実に実施していく必要がある。さらに、待機児童の解消などは、子ども施策を総合的に推進する第三次子どもプラン武蔵野の中でも重点的取組として掲げられ、また、保育の質の向上を目指した市独自基準の検討なども掲げられていることが指摘された。これらの施策は保育料の改定を待たずとも早急に対応すべきであるとの意見の一致を見た。

今回の保育料改定を契機に、待機児対策はいうまでもなく、さらなる子育て施策全体の充実を期待するとともに、この保育料の改定をめぐる審議が、これからの武蔵野市を担う子どもたちとその保護者にとっても、有益なものとなることを願ってやまない。

最後に本審議会の開催方式についても触れておく。

今回、本審議会の開催は、事前に市報やホームページにより公表し、全ての審議が市民傍聴可能な状況下で行われ、また会議要録を事後公開しながらの審議であった。

審議の全体を通して、いかに市民の意見をすくいあげるかについて、審議を重ね、その一部は「市民の意見を聞く会」の運営や「市民意見の募集」という形となって表れている。また、このような一般市民に影響の大きい保育料の改定と改定の審議過程そのものを市民に直接開示することができたことは、今後、他の審議会等の運営に対しても良い例を示すことができたのではないかと。

しかし、資料の提示方法や提供方法など、傍聴者などにより分かり易くすることについては、まだ課題は残されている。大切なのはこのような試みを今後も続けることであろう。今後、より多くの場面で、市民の中から選ばれた委員が当事者意識を持ちながら審議して行ける環境が一層整備されることを期待して、今回の保育料審議会の答申を終えたいと思う。



武蔵野市保育料審議会 審議経過

回	開催年月日	審議事項
第1回	平成24年7月31日	委嘱状の伝達 会長、副会長の互選 市長諮問 会の進め方について 武蔵野市の保育料の現状について ・ 保育料のしくみ等
第2回	平成24年8月28日	武蔵野市の保育料の現状について ・ 26市の状況（運営費負担）など 「市民の意見を聞く会」について
第3回	平成24年9月19日	武蔵野市の保育料の現状について ・ 23区（近隣区）の状況
第4回	平成24年10月3日	武蔵野市の保育料の現状のまとめ 「市民の意見を聞く会」について
第5回	平成24年10月10日	認可外における保護者負担について 保育料について ・ 保育園における食費について
第6回	平成24年10月31日	保育料を改定するかどうかについて 保育料改定の考え方について
第7回	平成24年11月7日	保育料改定案について 答申（案）について
第8回	平成24年11月14日	保育料改定案について 答申（案）の確認
第9回	平成24年11月21日	答申（案）の確認
	平成24年11月27日	市長に答申

\*平成24年10月20日、武蔵野市の保育料について「市民の意見を聞く会」開催。

別紙

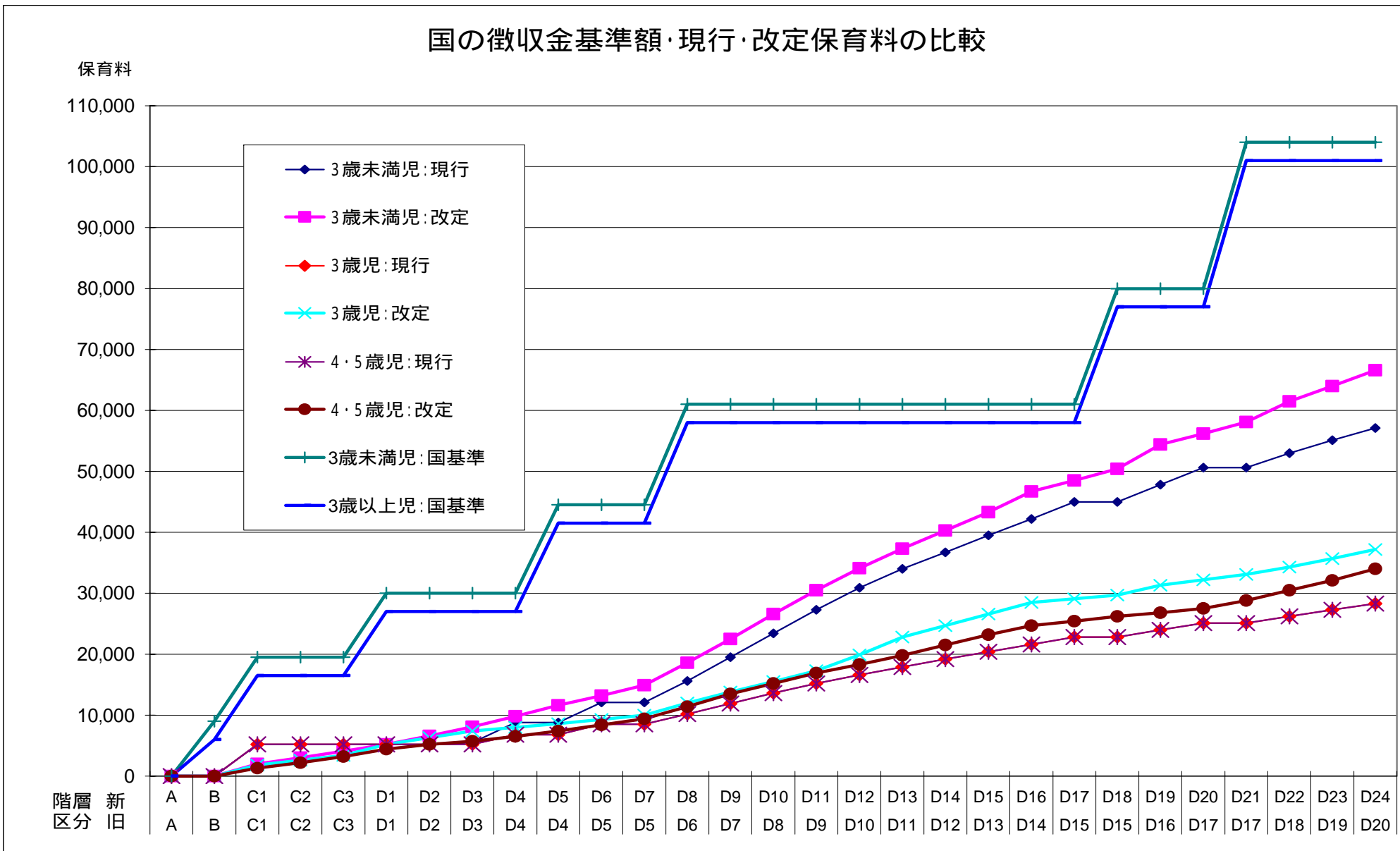
改定保育料表

(単位 円/月額)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児		3歳児		4・5歳児		
現行階層	新階層	定義	現行保育料	改定保育料	現行保育料	改定保育料	現行保育料	改定保育料	
A	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0	0	0	0	
B	B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
C1	C1	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	5,200	2,000	5,200	1,800	5,200	1,300
C2	C2		所得割の額が5,000円未満	5,200	3,000	5,200	2,600	5,200	2,200
C3	C3		所得割の額が5,000円以上	5,200	4,100	5,200	3,400	5,200	3,200
D1	D1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円未満	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	4,400
D2	D2		3,000円以上 15,000円未満	5,200	6,600	5,200	6,300	5,200	5,200
D3	D3		15,000円以上 30,000円未満	5,500	8,100	5,200	7,400	5,200	5,700
D4	D4		30,000円以上 40,000円未満	8,800	9,800	6,800	8,000	6,800	6,500
D4	D5		40,000円以上 60,000円未満	8,800	11,600	6,800	8,600	6,800	7,400
D5	D6		60,000円以上 90,000円未満	12,100	13,200	8,500	9,300	8,500	8,400
D5	D7		90,000円以上 103,000円未満	12,100	14,900	8,500	10,000	8,500	9,400
D6	D8		103,000円以上 120,000円未満	15,600	18,600	10,200	12,000	10,200	11,400
D7	D9		120,000円以上 150,000円未満	19,500	22,500	11,900	13,800	11,900	13,500
D8	D10		150,000円以上 180,000円未満	23,400	26,600	13,600	15,500	13,600	15,200
D9	D11		180,000円以上 210,000円未満	27,300	30,500	15,200	17,300	15,200	16,900
D10	D12		210,000円以上 240,000円未満	30,900	34,100	16,600	19,900	16,600	18,300
D11	D13		240,000円以上 270,000円未満	34,000	37,300	17,900	22,800	17,900	19,800
D12	D14		270,000円以上 300,000円未満	36,700	40,300	19,200	24,700	19,200	21,500
D13	D15		300,000円以上 350,000円未満	39,500	43,300	20,400	26,600	20,400	23,200
D14	D16		350,000円以上 400,000円未満	42,200	46,700	21,600	28,500	21,600	24,700
D15	D17		400,000円以上 413,000円未満	45,000	48,500	22,800	29,100	22,800	25,400
D15	D18		413,000円以上 500,000円未満	45,000	50,400	22,800	29,700	22,800	26,200
D16	D19		500,000円以上 700,000円未満	47,800	54,400	24,000	31,300	24,000	26,800
D17	D20		700,000円以上 734,000円未満	50,600	56,200	25,100	32,200	25,100	27,500
D17	D21	734,000円以上 1,000,000円未満	50,600	58,100	25,100	33,100	25,100	28,800	
D18	D22	1,000,000円以上 1,500,000円未満	53,000	61,500	26,200	34,300	26,200	30,500	
D19	D23	1,500,000円以上 2,500,000円未満	55,100	64,000	27,300	35,700	27,300	32,100	
D20	D24	2,500,000円以上	57,100	66,600	28,300	37,200	28,300	34,000	

備考 1. この表を適用する児童が2人以上のとき、第1子(在園児の中で年齢が最も高い児童)は全額負担とし、第2子がC1～C3階層は70%、D1～D7階層は60%、D8～D17階層は50%、D18～D24階層は30%の減免率を適用し、第3子以降は無料とする。

国の徴収金基準額・現行・改定保育料の比較



## 保育料審議会資料一覧

- 資料1) 武蔵野市保育料審議会委員名簿
- 資料2) 武蔵野市保育料審議会規則
- 資料3) 武蔵野市保育所保育料徴収規則
- 資料4) 武蔵野市保育料審議会について
- 資料5) 武蔵野市保育料審議会の運営について(案)
- 資料6) 武蔵野市保育料審議会 審議予定(案)
- 資料7) 武蔵野市保育概要2011年版
- 資料8) 保育園のしおり(平成24年8月作成)
- 資料9) 境こども園園児募集要項(平成24年8月作成)
- 資料10) 武蔵野市行財政改革アクションプラン取組状況(平成23年度末時点)
- 資料11) 保育園運営費の推移・負担割合
- 資料12) 武蔵野市の保育料のしくみ(平成23年度)
- 資料13) 保育所徴収金基準額表及びグラフ
- 資料14) 前回保育料審議会答申
- 資料15) 市内幼稚園・認可外保育施設保護者負担金等
- 資料15-2) 市内幼稚園・認可外保育施設保護者負担等(平成24年度)
- 資料16) 市内市立幼稚園 預かり保育実施状況一覧
- 資料17) 保育単価変遷表
- 資料18) 階層別措置人員
- 資料19) 消費者物価指数等の動向
- 資料20) 財政規模の推移
- 資料21) 保育関係事業費の推移(H8~H22)
- 資料22) 武蔵野市の就学前児童数の推移
- 資料23) 保育園運営経費と保育料の変化
- 資料24) 26市 保育所運営費負担の調べ
- 資料24-2) 保育所運営費負担の調べ(平成22年度実績)
- 資料25) 26市 国徴収基準に対する各市保育料の割合
- 資料26) 26市 保育料第2子以降減額比較表
- 資料27) 26市 児童一人当たり保育園運営費の調べ
- 資料28) 26市 児童一人あたり保育所運営経費
- 資料28-2) 児童一人あたり保育所運営費(年額)内訳(平成22年度実績)
- 資料29) 「市民の意見を聞く会」開催概要(案)
- 資料29-2) 「市民の意見を聞く会」(修正案)
- 資料29-3) 「市民の意見を聞く会」当日の流れ

資料30) 市内幼稚園・認可外保育施設保護者負担等(平成24年度)

資料31) 市内保育施設保護者負担比較表

資料32) 平成23年度東京都保育料比較表(26市・近隣区)

資料33) 市基準階層別年度別児童数推移

資料34) 保育料年齢別最高金額、階層、所得税額調べ(26市・近隣区)

資料35) 新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更に関する基本方針

資料36) 武蔵野市内認可保育園配置の目安

資料37) 保育料保護者負担割合

資料38) 平成24年4月1日待機児童状況

資料38) 第五期長期計画抜粋(第四章、第七章)

資料39) 第四次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針

資料40) 武蔵野市の子どもを取巻く現状

資料41) 認証と認可の費用負担に対する保育料の占める割合について(年齢別比較表)

資料42) 認証保育所に在籍している待機児(仮階層)統計

資料43) 給食実施単価の推移について

資料43-2) 給食実施単価の推移について

資料44) 政令指定都市の保育料について

資料45) 新武蔵野方式による財源と待機児童対策費用

資料46) 平成9年度保育料改定間差表

資料47) 第3子以降保育料減免による影響

資料48) 平成24年4月1日待機児童の状況

資料49) 過去5年間の認可保育所における申込者、入所者、待機児童数

資料50-1) 認証保育所の保育料・助成制度比較表(26市・近隣区)

資料50-2) 認可外保育施設(認証除く)の保育料・助成制度比較表(26市・近隣区)

資料50-3) 認可外保育所保育料助成制度参考資料

資料51) 国基準に対する改定(案)

資料52) 都内自治体における保育料改定理由等調べ

資料53) 認可外保育施設保護者助成金制度変更試案比較表

資料54) 市民意見一覧

資料55) 平成24年度私立幼稚園等保護者補助金のお知らせ

資料56) 保育料改定案の考え方

資料57) 改定(案)保育料の比較

資料58) 年収に占める保護者負担金

資料59) 保育料減免モデルケース

資料60) 3歳児保育料の改定比較

(参考資料)

- 1 武蔵野市保育料審議会傍聴要領(案)
- 2 武蔵野市保育概要(2012年版)
- 3 武蔵野市保育料審議会今後の予定
- 4 武蔵野市保育料審議会における今までの議論について